

令和7年度浜松市障害福祉サービス事業者等指導方針

この指導方針は、浜松市が障害福祉サービス事業者等に対して障害福祉サービス等の内容、報酬の請求等に関する指導を実施するに当たり、重点的に指導する事項を定めることにより、サービスの質の確保及び給付費の適正化を図ることを目的とします。

第1 基本的な考え方

事業者等の指導に当たっては、より良い障害福祉サービス等の実現に向けて事業者等の育成及び支援に重点を置いて行います。具体的には、事業者等が遵守すべき基準がいかなる法令等により定められているのか、法律、条例、基準省令、報酬告示等の内容について十分に理解されるよう指導します。

第2 指導の重点事項

1 人員基準の遵守及び勤務体制の確保

事業所に配置される従業者の員数が、市条例で定める基準及び報酬告示で定める加算の算定要件を下回っている状況や資格要件を満たさない者がサービスを提供している場合、基準等を満たす従業者を確保するよう指導します。

次のような場合は改善を指導するとともに、過去に請求した給付費の返還指導の対象となる場合があります。

- ・従業者の勤務状況を明確に示す資料・記録を作成・保管していない場合
- ・事業所内で生活支援員と職業指導員の職務の兼務や、多機能型の事業所で複数のサービスを兼務している従業者について、それぞれの職務やサービスに従事した時間が明確になっていない場合
- ・常勤要件のあるサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者が常勤で配置されていない場合、又は、本来求められる職務上の役割が果たされていない場合
- ・経過措置又はみなしによる配置が認められる期間の終了後においても、これを看過して配置を継続している場合

2 適正な報酬請求の徹底

(利用実績と請求実績の整合、加算算定に必要な体制確保・提供実績の確認等)

報酬の算定要件を満たしていることが記録上で確認できない案件が散見されます。その場合、実際には算定要件を満たしていたとしても、不適切な報酬請求として指導の対象となります。数次にわたる改定により報酬体系が複雑化しているため、加算等についての基本的な考え方や、基準に定められた算定要件に基づいた請求が適切に実施されているか確認することにより、適正な請求事務処理と支援の質の向上を図ります。

【留意事項】

- ・加算等の請求に当たっては、報酬告示に定められた要件を満たしていることが必要です。事業者は、毎月の報酬請求において不備がないことを確認してください。

- ・報酬告示に定められた算定要件を満たしていることについては、事業者の説明責任があります。従業員の出勤簿、サービス提供の記録など算定要件を満たしていることを明らかにするための資料を整備・保管してください。

3 サービスの質の向上のための運営基準の遵守

(1) 適切な個別支援計画の作成

(面接・アセスメント・計画案作成、検討会議開催・利用者への説明等個別支援計画の手順がサビ管・児発管により行われていることの確認)

個別支援計画の作成に当たっては、利用者の有する能力や、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討するために適正なプロセスを踏まえることを指導します。

《個別支援計画作成のプロセス》

- ① 利用者の有する能力や、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握し、利用者の希望する生活や課題等を分析する（アセスメント）。
- ② ①を踏まえて支援内容の検討を行う。
- ③ ①及び②に基づき、次の事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。なお、原案の作成に当たって、サービス提供責任者、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が中心となって、利用者及び支援する従業員が参加する会議・打合せ等において、各事項について、検討・調整し、認識を共有した上で効果的な原案を作成する。

<個別支援計画に記載する事項>

- ・利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・総合的な支援の方針
- ・生活全般の質を向上させるための課題
- ・支援の目標とその達成時期
- ・サービスを提供する上での留意事項など

- ④ 個別支援計画の原案の内容については、利用者又はその家族に対して、サービス管理責任者等が説明し、文書により同意を得た上で、個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）へ交付する
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、法令上、文書による同意は義務付けられていないが、文書による同意を得ることが望ましい。
- ⑤ 個別支援計画作成後は、計画の実施状況や利用者の状況の変化等を継続的に把握（モニタリング）し、定期的にこの結果を記録するとともに、計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

【留意事項】

- ・個別支援計画の見直しは、少なくとも次の期間に1回以上行ってください。

3ヶ月に1回以上※	自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助
6ヶ月に1回以上※	療養介護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設
必要に応じた見直しを実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援

※自立訓練、就労移行支援、生活介護、就労継続支援A型または就労継続支援B型を提供する障害者支援施設利用者も同様です。

- ・初回の計画作成時だけでなく、計画の変更にあたっては上記①～④のプロセスにより、個別支援計画を作成してください。

(2) 虐待防止の徹底（虐待防止に関する具体的な取組みに関する資料の確認等）

サービスの提供にあたって、利用者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の未然防止、迅速な対応のための取組みが図られるよう、次の事項について指導します。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、従業者に周知徹底したことが分かる記録を保管しておくこと。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 前記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(3) 身体拘束等の適正化の徹底（身体拘束等を実施した際の記録の作成状況の確認等）

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は虐待につながる恐れがあることから、身体拘束等に関する次の事項について指導します。

- ① サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと。
- ② やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないこと。
- ③ 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。
 - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(4) 事故防止対策（事故発生時の対応手順の作成状況、事故発生時の記録の作成状況、事故発生後の関係機関連絡・再発防止策検討の状況、賠償保険の加入状況等の確認）

事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の

究明及び実効性のある再発防止策を講ずるよう指導します。市町村に事故の報告をしていないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図ります。

【留意事項】

- ・事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておいてください。
- ・次の事故については市に報告する必要があります。また、支給決定を行った他市町村に対しては、市町村ごとに報告すべき事故の定めがあるので必ず市町村に確認してください。
- 医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
- 入院を要した事故（持病による入院は除く）
- 死亡事故
- 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
- 無断外出、行方不明
- 送迎車両への利用者置き去り事故
- 事件性のあるもの（職員や利用者による暴力等）
- 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
- 送迎中の交通事故
- 個人情報の流出等
- その他特に報告の必要があると事業所が判断したもの

(5) 非常災害対策の徹底

（地震・津波・水害・火災等の発生に備えた非常災害計画の作成、訓練の実施状況の確認等）

施設・事業所が災害時に適切な対応ができるよう、次の事項について指導します。

- ・非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する具体的計画（マニュアル）の作成
- ・地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者・管理者としての避難確保計画の作成
- ・非常災害に対する具体的計画の定期的な従業者への周知
- ・定期的な避難・救出訓練の実施
- ・訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること

(6) 衛生管理等（感染症の発生及びまん延を防止するための取り組みの確認）新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の発生及びまん延を防止するための適切な取り組みが行われるよう、次の事項について指導します。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(7) 業務継続計画の策定等感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）について、次の事項について指導を行います。

- ① 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(8) ハラスメント対策の強化

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導します。

(9) 安全計画の策定等（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設）

令和4年に牧之原市の保育園において送迎時に発生した死亡事故を受けて、事業者の義務とされた以下の事項について、その取組を徹底します。

- ・安全計画の策定及び周知並びに定期的な見直し
- ・自動車運行時の所在確認の徹底
- ・送迎車両（※）へのブザーその他の装置の備付け

※2列以下の自動車その他児童の見落としの恐れがないと認められる自動車を除く。

4 その他

(1) 情報公表の促進

情報公表の促進利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択のため、障害福祉サービス等情報公表制度をはじめとして、各種情報公表の適切な履行について指導します。

(2) 業務管理体制届出の検査について

事業者等は、利用者の人格を尊重するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法又はこれらの法律に基づく命令を遵守し、利用者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければなりません。

浜松市を監督庁とする事業者等に対して、運営指導とともに業務管理体制の一般検査を実施し、法令遵守責任者の具体的な業務内容や事業所等・従業者への法令遵守意識を高める取組を確認するとともに、未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します